

発議第 9 号

令和 7 年 1 月 2 日

城里町議会議長 三村 孝信 様

提出者 議会運営委員会委員長 片 岡 藏 之

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

## 令和7年城里町条例第 1号

### 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例

城里町議会委員会条例（平成17年城里町条例第159号）の一部を次のように改正する。

城里第2条第1項第1号及び第2号中「7人」を「6人」に改め、同項第3号中「13人」を「11人」に改める。

第4条第2項中「7人」を「6人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年3月12日から施行する。

## 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) 総務民生常任委員会 <u>6人</u> まちづくり戦略課、総務課、町民課、財務課、税務課、国保年金課、長寿応援課、健康福祉課、会計課、議会事務局所管に関する事項、その他、他の委員会に属さない事項において行政一般、調査及び議案、請願、陳情等の審査に関する事務	(1) 総務民生常任委員会 <u>7人</u> まちづくり戦略課、総務課、町民課、財務課、税務課、国保年金課、長寿応援課、健康福祉課、会計課、議会事務局所管に関する事項、その他、他の委員会に属さない事項において行政一般、調査及び議案、請願、陳情等の審査に関する事務
(2) 教育産業常任委員会 <u>6人</u> 農業政策課、都市建設課、教育委員会、農業委員会、上下水道課所管に関する事項において一般行政、調査及び議案、請願、陳情等の審査に関する事務	(2) 教育産業常任委員会 <u>7人</u> 農業政策課、都市建設課、教育委員会、農業委員会、上下水道課所管に関する事項において一般行政、調査及び議案、請願、陳情等の審査に関する事務
(3) 予算・決算常任委員会 <u>11人</u> 予算、決算の事務に関する事項	(3) 予算・決算常任委員会 <u>13人</u> 予算、決算の事務に関する事項
2・3 (略)	2・3 (略)
第3条 (略)	第3条 (略)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>6人</u> とする。	2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>7人</u> とする。
3 (略)	3 (略)
第5条～第28条 (略) 附 則 この条例は、令和8年3月12日から施行する。	第5条～第28条 (略)